


第 85 回 全日本学生ヨット選手権大会

SAILING INSTRUCTIONS (帆走指示書)

1. 規則

- 1.1 本大会には、『2017-2020 セーリング競技規則』(以下「規則」という)に定義された規則を適用する。
- 1.2 SI は NoR よりも優先する。これは規則 63.7 を変更している。
- 1.3 以下の規約及び申し合わせ事項を適用する。(全日本学生ヨット連盟のホームページから入手可能)
 - (1)全日本学生ヨット連盟規約
 - (2)470 級 学連申し合わせ事項
 - (3)スナイブ級学連申し合わせ事項
 - (4)**【DP】**艇体への大学名表示に関する学連申し合わせ事項
- 1.4 付則 P の「セール番号」を「識別番号又はセール番号」に置き換えて適用する。これは付則 P1 を変更している。
- 1.5 付則 T が適用される。「レース後ペナルティー」を履行した艇は、得点略語「ARB」を用いて記録される。これは、付則 A11 を変更している。
- 1.6 **【DP】**は、その規則の違反に対するペナルティーを、プロテスト委員会の裁量により、失格より軽減することができることを意味する。
- 1.7 **【SP】**は、レース委員会が審問無しに標準ペナルティーを適用することができる規則を意味する。標準ペナルティーを課された艇の得点略語は「STP」である。レース委員会は抗議することもでき、その場合には審問を経てプロテスト委員会の裁量でペナルティーが決定する。これは、規則 63.1、付則 A5 および付則 A11 を変更している。
- 1.8 **【NP】**は、この規則の違反は艇による抗議の根拠とはならないことを意味する。これは規則 60.1(a)を変更している。
- 1.9 規則 41(艇は、以下を除き、外部からの援助を受けてはならない)に以下を追加する。
「自チームの他艇からの援助」
- 1.10 規則 60.1(b)(艇は救済要求することができる)に以下を追加する。
「ただし、艇は、自チームの他艇から受けた損傷又は傷害に基づいて救済要求を行うことはできない。」
- 1.11 規則 61.1(a)を次のように変更する。
抗議しようとする艇は、その意思を最初の妥当な機会に相手艇に伝えなければならない。その抗議がレース・エリアで関与したか又は目撃したインシデントに関わる場合、艇は最初の妥当な機会に目立つように赤色旗を掲揚しなければならない。ただし、
 - (1) 相手艇が声をかけられる距離以上に離れている場合には、その意思を帰着後規則 61.3 の締切時刻までに、相手艇に伝えなければならない。
 - (2) 削除
 - (3) インシデントが、コースの帆走に関する相手艇の誤りであった場合には、赤色旗の掲揚は不要だが、その意思を、帰着後規則 61.3 の締切時刻までに、相手艇に伝えなければならない。
 - (4) 以下 変更なし
- 1.12 次の規則を追加する。
「インシデントが同じチームの艇の間であり、接触がなかった場合、規則第 2 章の規則違反に対してのペナルティーはないものとする。」
- 1.13 SCIRA 規則の「国内及び選手権大会の運営規定」は適用しない。
- 1.14 **【DP】**競技者および支援者は、主催団体からのあらゆる合理的な指示に従わなければならない。従わない場合、不正行為にあたる可能性がある。
- 1.15 新型コロナ対策のための指針やガイドラインなどを実践する目的で、大会役員及び競技役員がとった合理的な行動は、必要のない行動であったと後に判明しても、不適切な処置や不手際にはあたらない。

2. 競技者への通告

競技者への通告は、大会 web サイトや、大会  LINE オープンチャット等で行われる。

3. 帆走指示書の変更

帆走指示書 (以下、「SI」という) の変更は、それが発効する当日の 9:00 までに掲示する。ただし、レース日程の変更は、発効する前日の 18:00 までに掲示する。

4. 陸上で発せられる信号

- 4.1 陸上で発せられる信号は、クラブハウス北側 2 階テラスに設置された信号柱に掲揚されるとともに、大会 LINE オープンチャットに掲示される（画像または文字）。
- 4.2 **【NP】【DP】**音響 1 声と共に掲揚される D 旗が掲揚されるまで艇は、出艇してはならない。予告信号は D 旗の掲揚後 40 分以降に発せられる。D 旗がクラス旗の上に掲揚された場合、当該クラスのみ適用する。
- 4.3 その日の最初のレースの予告信号予定時刻の 40 分前までに D 旗が掲揚されない場合、その日のレースは時間の定めなく延期されている。

5. スケジュール

5.1 レース日程

日付		時刻
11 月 1 日（日）	最初の予告信号予定時刻	1025 hrs.
11 月 2 日（月）	最初の予告信号予定時刻	1025 hrs.
11 月 3 日（火）	最初の予告信号予定時刻	1025 hrs.

- 5.2 レース数は各クラス 8 レースとする。11 月 1 日、2 日は 3 レース、11 月 3 日は 2 レースを予定しているが、予定されたレース数を開催するため、天候その他レース日程等の理由により、最大 4 レースを行うことがある。
- 5.3 引き続き行うレースのための予告信号は、出来るだけ速やかに発せられる。
- 5.4 1 つのレース又は一連のレースが間もなく始まることを艇に注意喚起するために、予告信号を発する最低 5 分以前に、音響信号 1 声とともにレース委員会信号艇にオレンジ色のスタート・ライン旗を掲揚する。
- 5.5 11 月 3 日（火・祝）は、12:30 より後に予告信号を発しない。
- 5.6 11 月 1 日（日）～11 月 3 日（火）の毎朝 9:00 から、場内アナウンスを用いてブリーフィングを行う。

6. クラス旗

クラス旗は次の通りとする。

種目	クラス旗	旗色
国際 470 級	470 旗	白地に青記章
国際スナイプ級	スナイプ旗	白地に赤記章

7. レース・エリア

【添付図 A】に、レース・エリアの位置を示す。

8. コース

- 8.1 【添付図 B】の見取り図は、レグ間の概ねの角度、通過するマークの順序、それぞれのマークをどちら側に見て通過するかを含む帆走コースを示す。
- 8.2 国際 470 級、国際スナイプ級の帆走コースを示す文字は【添付図 B】コース見取り図のとおりとする。
- 8.3 予告信号以前に、レース委員会信号艇に「艇の帆走すべきコース」及び「最初のレグのおおよそのコンパス方位」を掲示する。

9. マーク

マークは次の通りとする。

マーク 1,2,3S/3P,4S/4P	マーク 1A	新しいマーク	スタート・マーク	フィニッシュ・マーク
青色の円筒形	青帯付黄色の円柱形	赤色の円筒形	レース委員会艇	レース委員会艇

10. スタート

- 10.1 スタート・ラインは、スタート・マーク上に「オレンジ色旗」を掲揚しているポールの間とする。
- 10.2 スタート信号後 4 分以内にスタートしない艇は、審問なしに「スタートしなかった(DNS)」と記録される。これは付則 A4 と A5 を変更している。
- 10.3 規則 30.4 の「セール番号」を「識別番号」に置き換える。これは規則 30.4 を変更している。規則 30.4 に基づくレース委員会による掲示は、レース委員会信号艇のスターン掲示板に行われる。
- 10.4 **【NP】【DP】**他のクラスのレースのスタート手順の間、予告信号が発せられてないクラスの艇は、スタート・エリアを回避しなければならない。【添付図 C】にスタート・エリアを示す。

- 10.5 ゼネラル・リコールの際、艇に速やかに知らせるためレース委員会信号艇以外のレース委員会艇にも「第 1 代表旗」を掲揚する場合がある。ただし、レース委員会信号艇以外の当該レース委員会艇が行う「第 1 代表旗」の掲揚・降下については、規則レース信号「予告信号は、降下の 1 分後に発する」の意味を持たないものとし、また音響の有無も無視されるものとする。これは規則レース信号及び 29.2 を変更している。

11. コースの次のレグの変更

コースの次のレグを変更するために、レース委員会は、新しいマークを設置し又はフィニッシュ・ラインを移動し、実行できれば直ぐに元のマークを除去する。その後の変更で新しいマークを置き換える場合、そのマークは元のマークで置き換える。

12. レースの中止

スタート信号後にレースを中止する場合、艇に速やかに知らせるため、レース委員会信号艇以外のレース委員会艇にも、「N 旗」「H 旗の上に N 旗」あるいは「A 旗の上に N 旗」を掲揚することがある。ただし、レース委員会信号艇以外の当該レース委員会艇が行う「N 旗」の掲揚・降下については、規則レース信号「予告信号は、降下の 1 分後に発する」の意味を持たないものとし、また音響の有無も無視されるものとする。これは規則レース信号及び 32.1 を変更している。

13. フィニッシュ

- 13.1 フィニッシュ・ラインは、フィニッシュ・マーク上にオレンジ色旗を掲揚しているポールの間とする。

14. タイム・リミットとターゲット・タイム

- 14.1 タイム・リミットとフィニッシュ・ウィンドウ及びターゲット・タイムは、次のとおりとする。

クラス	タイム・リミット	マーク 1 タイム・リミット	フィニッシュ・ウィンドウ	ターゲット・タイム
国際 470 級	80 分	25 分	15 分	40 分
国際スナイプ級	80 分	25 分	15 分	45 分

- 14.2 マーク 1 のタイム・リミット内に 1 艇もマーク 1 を通過しなかった場合、レースは中止される。ターゲット・タイムとおりにならなくても救済要求の根拠とはならない。これは規則 62.1(a)を変更している。
- 14.3 規則 30.3 及び 30.4 に違反しないでスタートした先頭艇が、規則 28.1 に従いコースを帆走してフィニッシュから起算されるフィニッシュ・ウィンドウ内にフィニッシュしない艇は、審問なしに「フィニッシュしなかった(DNF)」と記録される。これは規則 35 及び付則 A4、A5 を変更している。

15. 抗議と救済要求

- 15.1 抗議書は、大会 web サイトまたはプロテスト事務局で入手できる。抗議または救済や審問再開の要求は適切な時刻までにプロテスト事務局に提出（プロテスト受付 E-mail: interco2020protest@gmail.com に抗議書をメール添付・写メ可）しなければならない。
- 15.2 抗議締切時刻は、それぞれのクラスのその日の最終レース終了後、またはレース委員会が、本日これ以上レースを行わないという信号を発した後、どちらか遅い方から 60 分とする。この時刻は大会 web サイトや、大会 LINE オープンチャットに掲示する。
- 15.3 レース委員会、テクニカル委員会又はプロテスト委員会による抗議を、規則 61.1(b)に基づき伝えるために、抗議の通告を大会 web サイトや、大会 LINE オープンチャットに掲示する。
- 15.4 審問の当事者又は証人として指名されたもの、審問の種別（オンライン、オンサイト）、審問開始時刻を知らせるため、抗議締切時刻後 20 分以内に通告を大会 web サイトや、大会 LINE オープンチャットに掲示する。オンラインの場合、Zoom URL 等の詳細は、抗議受付後メールにて連絡される。
- 15.5 規則 42 違反に対するペナルティーを課せられた艇のリストを、大会 web サイトや、大会 LINE オープンチャットに掲示する。
- 15.6 規則 77、付則 G、レース公示の違反は、艇による抗議の根拠とはならない。これは規則 60.1(a)を変更している。
- 15.7 大会最終日での審問再開の要求は、次の時間内に提出しなければならない。この項は規則 66 を変更している。
(1) 再開を要求している当事者が前日に判決を通告された場合には、抗議締切時間内。
(2) 再開を要求している当事者が当日に判決を通告された場合には、通告後 20 分以内。
- 15.8 大会最終日では、プロテスト委員会の判決に基づく救済要求は、判決の掲示から 20 分以内に提出されなければならない。これは規則 62.2 を変更している。

16. 得点

- 16.1 大会の成立には、1 レースを完了することが必要である。
- 16.2 クラス別のチーム順位は、実施された全てのレースにおける各チーム 3 艇の得点の合計とし、より得点の低いチーム(大学)を上位とする。これは付則 A2 を変更している。クラス別のチーム得点がタイとなった場合は、付則 A8 の「艇」を「チーム」に置き換えて適用する。
- 16.3 総合得点は、両クラスに参加した大学の、両クラスの全ての得点の合計とし、より得点の低いチーム(大学)を上位とする。総合の得点がタイとなった場合には、当該チーム(大学)は同順位とし、その次の順位を欠位とする。
- 16.4 規則 90.3(b)に規定された失格(「DNE」)に対する得点は、参加艇数に 5 を加えた得点とする。これは付則 A4.2 を変更している。
- 16.5 艇は、掲示されたレース又はシリーズの成績結果の中に誤りがあるとして訂正をレース委員会に要請することができる。この場合、艇は大会 web サイトに用意されている「得点照会要請書」に所定の事項を記入して提出 (レース委員会受付 E-mail: interco2020rc@gmail.com に「得点照会要請書」をメール添付、写メ可) しなければならない。

17. 安全規定

- 17.1 **[SP]**本大会、選手、コーチ、運営スタッフ、大会に関わる全ての者は、**レース日の毎朝5:00~8:45**までにオンラインの感染拡大防止のための調査を行わなければならない。
感染症拡大防止のための調査 URL: <http://ur2.link/BVXg>
- 17.2 **[NP][SP]**チェックアウトとチェックイン
 - (1) チェックアウト
当日のレースに出走しようとする場合は、大会webサイトに用意されている「乗員名簿一覧」に所定の事項を記入して提出 (レース申告受付所に提出可、もしくはレース委員会受付 E-mail: interco2020rc@gmail.com に「乗員名簿一覧」をメール添付、写メ可) の上、各大学チーム代表者が、「レース申告受付所」で各日の8:00から9:00までの間にチェックアウトを行わなければならない。
 - (2) チェックイン
陸上に帰着したチームは、速やかに各大学チーム代表者が、「レース申告受付所」でチェックインをしなければならない。締切時刻はその日の当該クラスの最終レース終了後又はレース委員会が「本日これ以上レースを行わない」という信号を発した後、どちらか遅い方から60分とする。レース委員会は、正当な理由がある場合には、その時間を延長しなければならない。なお、レースが終了する前に陸上に帰着した艇は、その都度速やかに、「レース申告受付所」でヘルムスマン自身がチェックインをしなければならない。
 - (3) 再チェックアウト
一旦陸上に帰着し、再度出艇する場合は、「レース申告受付所」でヘルムスマン自身が再チェックアウトをした後に
出艇しなければならない。
- 17.3 **[NP][SP]**リタイアの報告
 - (1) リタイアしようとする艇は、速やかにレース・エリアを離れ、リタイアの意味 (頭上に両腕でバツ印を作る等) を近くのレース委員会艇又はプロテスト委員会艇に伝えなければならない。
 - (2) やむを得ない理由により、海上で報告できずに陸上に帰着する場合は、帰着後速やかに「レース申告受付所」にその理由を伝えなければならない。
 - (3) レースをフィニッシュした後にリタイアする場合は、その日の抗議締切時刻までに、「リタイア報告書」を提出 (レース申告受付所に提出可、もしくはレース委員会受付 E-mail: interco2020rc@gmail.com に「リタイア報告書」をメール添付、写メ可) しなければならない。
 - (4) レース委員会又はプロテスト委員会は、艇が安全に帆走できないと判断した場合は、リタイアを勧告することができる。また艇が緊急救助を必要とするような危険な状態だと判断した場合は、強制的救助活動を行うことがある。この場合、艇からの救済の要求は認められない。これは規則60.1(b)を変更している。

18. **[NP][DP]**トラッキングシステム

- 18.1 レース委員会により準備されたトラッキングシステムの端末機器を指定された位置に搭載しなければならない。
- 18.2 端末機器は、チェックアウト時に入手することができる。端末機器は、チェックイン時に「レース申告受付所」へ返却しなければならない。

19. [NP][DP]乗員の交代

- 19.1 海上で乗員を交代する場合は、最初の妥当な機会にレース艇若しくは支援艇よりレース委員会信号艇に口頭で伝えなければならない。陸上で乗員を変更する場合は、「レース申告受付所」にその旨を口頭で伝えた後に出艇しなければならない。
- 19.2 すべてのチームは、その日の全レース終了後、乗員の変更があった場合には、抗議締切時刻までに大会webサイトに用意されている「乗員名簿変更届」に所定の事項を記入して提出（レース申告受付所に提出可、もしくはレース委員会受付 E-mail: interco2020rc@gmail.com に「乗員名簿変更届」をメール添付、写メ可）しなければならない。

20. [NP][DP]装備の交換

- 20.1 損傷又は紛失した装備の交換は、テクニカル委員会の事前の承認なしでは許可されない。
- 20.2 陸上での交換要請には、大会webサイトで入手できる「装備交換申請書」をテクニカル委員会に提出（テクニカル委員会受付 E-mail: interco2020tech@gmail.com に「装備交換申請書」をメール添付、写メ可）し承認を得ること。
- 20.3 海上で装備を交換する場合は、最初の妥当な機会にレース委員会信号船艇に装備の交換がある旨を伝え、帰着後に「装備交換申請書」をテクニカル委員会に提出（テクニカル委員会受付 E-mail: interco2020tech@gmail.com に「装備交換申請書」をメール添付、写メ可）し承認を受けなければならない。ただし、海上においてメインセールの交換が認められた場合、その日のその後のレースに限り、識別番号の貼付けは免除される。その場合、レース委員会がその艇に準備した識別番号以外の識別番号をメインセールに貼付けていてはならない。

21. 装備と計測のチェック

- 21.1 艇又は装備は、クラス規則、レース公示及び帆走指示書に従っていることを確認するため、いつでも検査されることがある。テクニカル委員会により指定された艇は、検査のために直ちに水上又は陸上の指定されたエリア・場所に向かうか、若しくは艇を持ち込まなければならない。

22. 運営艇の識別

- 22.1 運営艇の識別は次の通りとする。

運営艇	識別旗
レース委員会	白地に赤文字「RC」
プロテスト委員会	赤地に白文字「PROTEST」
テクニカル委員会	白地に赤文字「MEASUREMENT」
救助艇	緑地に白文字「RESCUE」
報道艇	白地に緑文字「MEDIA」

- 22.2 紛失等による運営船の識別旗の非掲揚は、艇からの救済要求の根拠とはならない。これは規則 62.1(a)を変更している。

23. [NP][DP]支援艇

- 23.1 支援艇は、艇種毎に 1 艇とする。両艇種に出場の場合の支援艇は最大 2 艇とする。
- 23.2 支援艇のドライバーは、水上でエンジンを掛けている間、キルコードを着用しなければならない。
- 23.3 支援艇は、密を避ける人数しか乗艇してはならない（6m 以下の場合、2～3 人）。
- 23.4 支援艇は、外部より視認できるよう大学名を記したものを掲示しなければならない。
- 23.5 支援艇は、各日の 8:00 から 9:00 までの間に「レース申告受付所」にてチェックアウトをした後に出艇しなければならない。
- 23.6 支援艇は、水上にいる間、レース委員会が準備する識別旗を目視ができるよう掲揚しなければならない。識別旗は、ピンク旗とする。
- 23.7 支援艇は、最初にスタートするクラスの準備信号の時刻から、すべての艇がフィニッシュするか若しくはリタイアするか又はレース委員会が延期、ゼネラル・リコール若しくは中止の信号を発するまで、艇がレースをしているエリアの外側にいなければならない。またスタート・ラインの延長線上にはいられない。（【添付図 D】参照のこと。）
- 23.8 支援艇は、レース委員会艇及びプロテスト委員会艇を妨げてはならない。またレース中の艇に引き波の影響を与えてはならない。
- 23.9 レース委員会艇に「ピンク旗」が掲揚された場合、「支援艇は、艇がレースをしているエリアを含む全エリアにおいて、危険な状態にある艇を可能な限り速やかに救助しなければならない。」ことを意味する。この信号はレース中であっても発せられることがある。この場合、SI23.3、23.7 は適用しない。

23.10 帰着した支援艇は、「レース申告受付所」にてチェックインを行わなければならない。締切時間は、その日の当該クラスの最終レース終了時刻後又はレース委員会が「本日これ以上レースを行わない」という信号を発した後どちらか遅い方から60分とする。

24. 【NP】【DP】ごみの処分

ごみは、支援艇、レース委員会艇又はプロテスト委員会艇に渡してもよい。

25. 賞

賞は次の通りとする。

クラス	優勝旗（持ち回り）	賞状	賞品
国際470級	1位	1位～6位	1位～3位
国際スナイプ級	1位	1位～6位	1位～3位
総合	1位	1位～6位	1位～3位

26. 責任の否認

この大会の競技者、コーチサポートメンバーは自分自身の責任で参加する。規則4[レースすることの決定]参照。主催団体は、大会の前後、期間中に生じた物理的損害または人身障害、新型コロナ感染、もしくは死亡によるいかなる責任も負わない。

27. 大会期間中の競技者の肖像権

選手は、本大会に参加することにより、大会期間中の選手又は本大会における選手の装備に関する動画、スチール写真及び撮影された映像又はその製版について、対価を求めることなく、主催団体に独自の判断で使用する権利を与えるものとする。

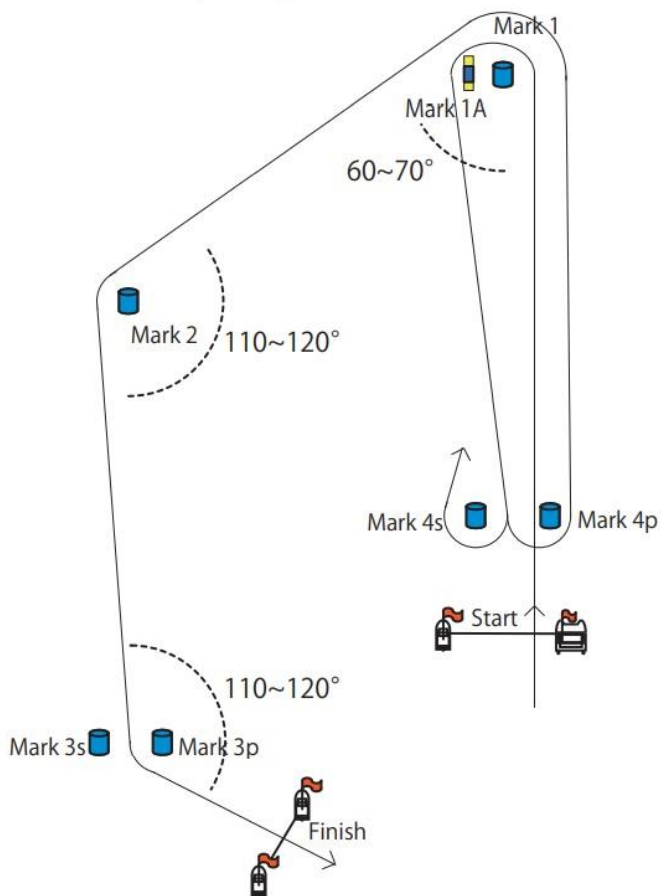
【添付図 A】 レース・エリア、和歌山セーリングセンターのおおよその場所



【添付図 B】 コース見取り図

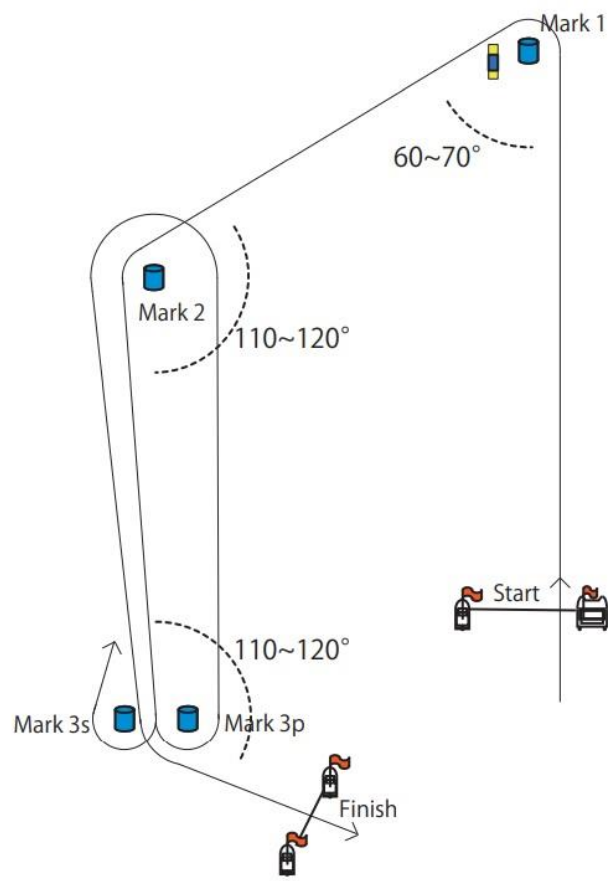
コース "I" トラペゾイド インナーループ

I: Start-1-1A-4s/4p-1-2-3p-Finish

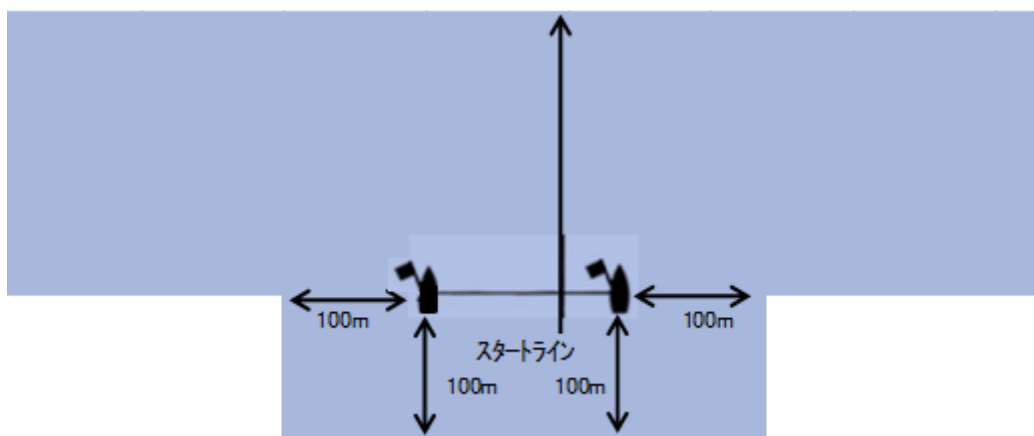


コース "O" トラペゾイド アウターループ

O: Start-1-2-3s/3p-2-3p-Finish



【添付図 C】 SI 10.4 に規定するスタート・エリア



【添付図 D】 SI 23.7 に規定する「艇がレースをしているエリア」

※ 全ての支援艇は、レース中、破線の内側に入ってはならない。

